

令和6年11月15日（金）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 森越 利夫

賃金指導官 高山 竹郎

（電話）017-734-4114（直通）

報道関係者 各位

## 青森県特定（産業別）最低賃金の改定について

～ 4業種について 12月21日から ～

青森県特定（産業別）最低賃金（鉄鋼業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、各種商品小売業、自動車小売業）については、令和6年11月15日に改定の公示（官報掲載）がなされ、同年12月21日からその効力が発生します。改定内容は、下表のとおりです。

令和6年度の青森県特定（産業別）最低賃金4業種の改定については、令和6年10月16日に、青森地方最低賃金審議会〔会長 石岡 隆司（いしおか りゅうじ）〕から青森労働局長〔井嶋 俊幸（いじま としゆき）〕に対して答申が行われました。

青森労働局長は、当該答申内容について、異議申出の公示を行いました。申出期日の同年10月31日までに異議の申出がなかったことから、異議申出に関する審議会は開催されませんでした。

最低賃金の件名		時間額 （円）	引上額（円）	効力発生日 （令和6年）
			引上率（％）	
青森県特定（産業別）最低賃金	青森県鉄鋼業最低賃金	1,045	53 5.34	12月21日
	青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	968	41 4.42	12月21日
	青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金（※）	956	35 3.80	12月21日
	青森県自動車小売業最低賃金	963	40 4.33	12月21日
（参考）	青森県最低賃金	953	55 6.12	10月5日

※ 令和6年4月1日から日本標準産業分類が変更されたことに伴い、件名を「各種商品小売業」から「百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金」に変更。適用範囲については、これまでと変更ありません。

## 参 考

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未満の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別(産業別)又は職種別に分類されますが、現在は、事業別(産業別)の最低賃金のみが設定されています。

#### (1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

#### (2) 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で224の最低賃金が定められています(令和6年10月16日現在)。

### 3 青森県の特定(産業別)最低賃金

青森県の特定(産業別)最低賃金は、次の4業種が設定されています。

#### (1) 青森県鉄鋼業最低賃金

#### (2) 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

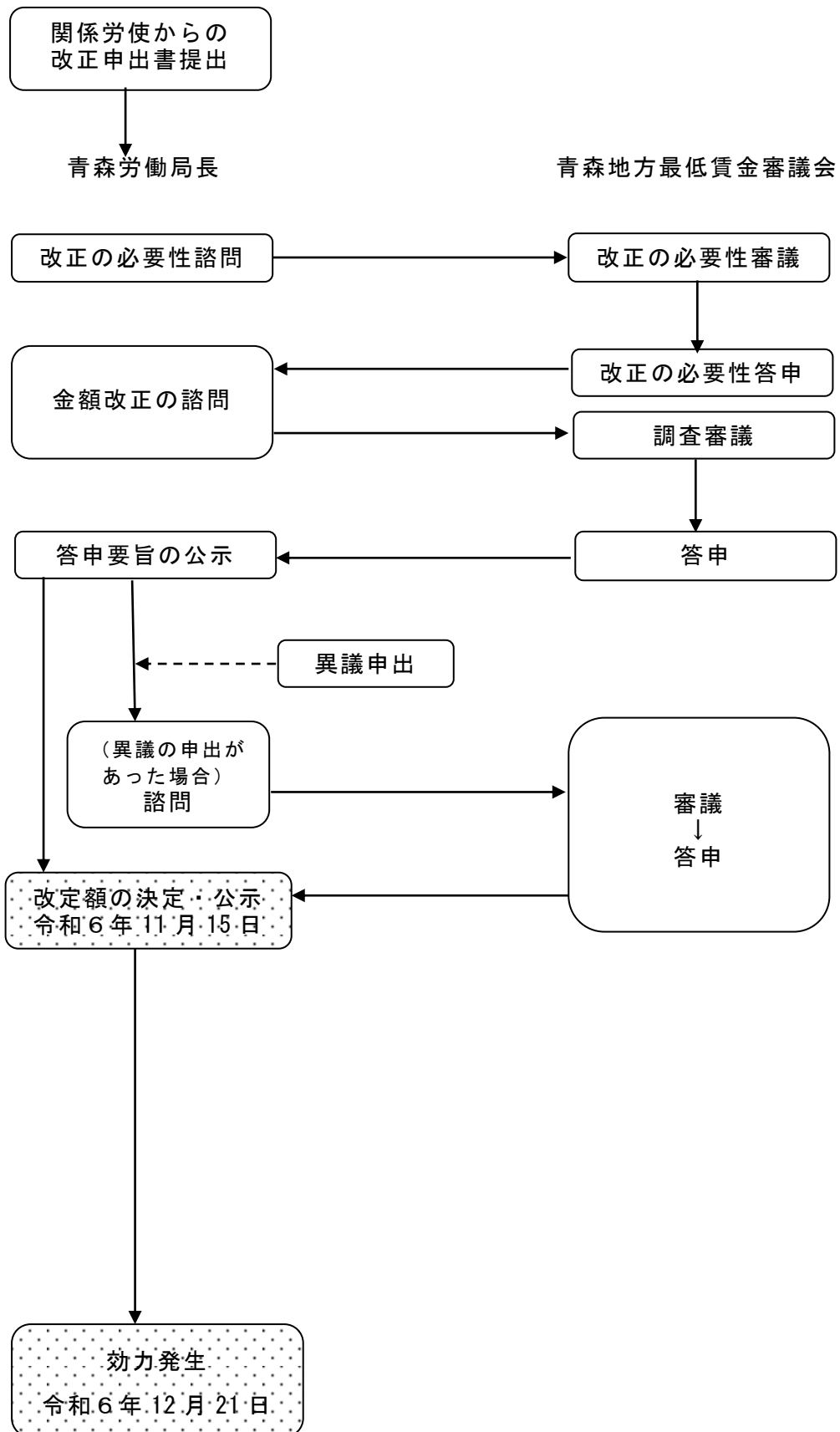
#### (3) 青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金(旧青森県各種商品小売業最低賃金)

#### (4) 青森県自動車小売業最低賃金

### 4 最低賃金の公示及び発効

最低賃金の効力発生は、①官報公示の日から起算して30日を経過した日(法定発効)、②官報公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日(指定発効)、と規定されており、本年の青森県特定(産業別)最低賃金においては、②の指定発効としています。

## 5 特定（産業別）最低賃金決定の仕組み



6 青森県特定(産業別)最低賃金の推移

(平成 27 年度以降)

業種	年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
鉄鋼業	時間額 (円)	816	835	855	877	900	903	929	958	992	1,045
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 (円)	750	765	785	806	829	833	859	888	927	968
百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業（令和 6 年名称変更、旧各種商品小売業）	時間額 (円)	743	758	777	798	821	825	852	882	921	956
自動車小売業	時間額 (円)	782	798	817	838	861	864	890	919	923	963

(参考：青森県最低賃金)

	年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
青森県最低賃金	時間額 (円)	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953

